

平成30年第1回長与町議会定例会会議録(第5号)

招集年月日 平成30年 3月 6日

本日の会議 平成30年 3月23日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 浦川 圭一 議員 2番 中村 美穂 議員 3番 安部 都 議員
5番 饗庭 敦子 議員 6番 安藤 克彦 議員 7番 金子 恵 議員
8番 分部 和弘 議員 9番 西岡 克之 議員 10番 岩永 政則 議員
11番 喜々津英世 議員 12番 山口憲一郎 議員 13番 堤 理志 議員
14番 河野 龍二 議員 15番 吉岡 清彦 議員 16番 竹中 悟 議員
17番 内村 博法 議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 谷本 圭介 君 議 事 課 長 富永 正彦 君
主 任 山田 傑 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君 副 町 長 鈴木 典秀 君
教 育 長 勝本 真二 君 総 務 部 長 荒木 重臣 君
企 画 財 政 部 長 久保平敏弘 君 建 設 産 業 部 長 緒方 哲 君
住 民 福 祉 部 長 森川 寛子 君 教 育 次 長 帯田 由寿 君
健 康 保 険 部 長 中山 庄治 君 水 道 局 長 濱 伸二 君
会 計 管 理 者 谷本 清 君 建 設 産 業 部 理 事 松邨 清茂 君
教 育 委 員 会 理 事 金崎 良一 君 秘 書 広 報 課 長 青田 浩二 君
総 務 課 長 山本 昭彦 君 契 約 管 財 課 長 井川 勝信 君
地 域 安 全 課 長 山口 功 君 政 策 企 画 課 長 荒木 隆 君
財 政 課 長 田中 一之 君 税 務 課 長 荒木 秀一 君
収 納 推 進 課 長 宮崎 伸之 君 土 木 管 理 課 長 日名子達也 君
産 業 振 興 課 長 中嶋 敏純 君 福 祉 課 長 細田 愛二 君
こ ども 政 策 課 長 村田ゆかり 君 住 民 環 境 課 長 栗山 浩二 君
健 康 保 険 課 長 志田 純子 君 介 護 保 険 課 長 辻田 正行 君
水 道 課 長 山口 新吾 君 下 水 道 課 長 山崎 禎三 君
教 育 総 務 課 長 宮司 裕子 君 生 涯 学 習 課 長 山口 利弘 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 和田 弘 君 情 報 管 理 室 長 堀池 英二 君

会議録署名議員

15番 吉岡 清彦 議員 16番 竹中 悟 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 14時43分

平成30年第1回長与町議会定例会
議事日程（第5号）

平成30年 3月23日（金）
午前 9時30分 開議

日程	議案番号	件名	備考
1	4	長与町防災会議条例の一部を改正する条例	※総文
2	5	附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	※総文
3	6	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	※総文
4	7	長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	※総文
5	8	町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例	※総文
6	9	長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例	※総文
7	10	長与町税減免に関する条例の一部を改正する条例	※総文
8	3	長与町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例	※産厚
9	11	長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	※産厚
10	12	長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例	※産厚
11	13	長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	※産厚
12	14	長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	※産厚
13	15	長与町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例	※産厚
14	16	長与町介護保険条例の一部を改正する条例	※産厚
15	17	長与町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	※産厚
16	18	長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	※産厚
17	19	長与町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	※産厚
18	20	長与町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	※産厚
19	21	長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例	※産厚
20	22	長与町都市公園条例の一部を改正する条例	※産厚

日程	議案番号	件名	備考
21	23	平成29年度長与町一般会計補正予算(第6号)	※総文
22	24	平成29年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	※産厚
23	25	平成29年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	※産厚
24	26	平成29年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)	※産厚
25	27	平成29年度長与町下水道事業会計補正予算(第2号)	※産厚
26	28	平成30年度長与町一般会計予算	※総文
27	29	平成30年度長与町駐車場事業特別会計予算	※総文
28	30	平成30年度長与町国民健康保険特別会計予算	※産厚
29	31	平成30年度長与町後期高齢者医療特別会計予算	※産厚
30	32	平成30年度長与町介護保険特別会計予算	※産厚
31	33	平成30年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算	※産厚
32	34	平成30年度長与町水道事業会計予算	※産厚
33	35	平成30年度長与町下水道事業会計予算	※産厚
34	発議1	町長の専決処分事項の指定に関する条例	—
35	請願1	難病医療費助成制度の改善を求める請願書	※産厚
36	—	議員派遣の件	
37	—	委員会の閉会中の継続調査申し出	

※付託された委員会

平成30年第1回長与町議会定例会
追加議事日程（第5号の追加1）

平成30年 3月23日（金）

日程	議案番号	件 名	備 考
1	発議2	難病医療費助成制度の改善を求める意見書	

○議長（内村博法議員）

皆さんおはようございます。昨日までの委員会審査、大変お疲れさまでした。

ただいまから本日の会議を開催いたします。

まず日程第1、議案第4号長与町防災会議条例の一部を改正する条例。日程第2、議案第5号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例。日程第3、議案第6号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。日程第4、議案第7号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。日程第5、議案第8号町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例。日程第6、議案第9号長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例。日程第7、議案第10号長与町税減免に関する条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

ただいま一括議題としています議案について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○10番（岩永政則議員）

皆さんおはようございます。それでは早速、御報告を申し上げます。議案第4号長与町防災会議条例の一部を改正する条例につきましては、30年3月12日、委員全員出席の下に説明員として荒木総務部長他関係職員の出席を求め、審査を行いました。主な内容としましては、今回の改正は専門的知見を有する有識者を防災会議委員として構成することにより、本町の防災体制のさらなる強化を図るために、委員の定数を20人以内から24人以内に改正するものでございます。施行期日は30年4月1日とするものとの説明がございました。主な質疑としましては、追加される者はどういう人を想定しているのかという問いに対しまして、今回の追加は長与町社会福祉協議会事務局長、長与町民生委員児童委員協議会会長と教育次長の3人を想定しているとのことでございます。次の質疑につきましては24人以内と想定しているが、実際は23人となっている。どういった経緯で1人少ないのかとの問いに対しまして、現在確定しているのが23人で、先程女性委員を増やして欲しいとの意見などあっているので、今後の要請を含め1人増を予定してるとの答弁でございました。主な質疑は以上のおりでございます。慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例につきましては、3月12日、委員全員出席の下に説明員として荒木総務部長、山本総務課長その他関係職員の下に審査を行いました。提案理由の主な内容としましては、今回の改正は風水害等の自然災害から避難行動要支援者の避難支援対策の充実強化を図るため、長与町避難行動要支援者避難支援連絡協議会を新たに追加するものである。委員の構成は20人以内、任期は2年とするというものでございました。施行期日は30年4月1日とするものでございまして、以上の説明がございました。主な質疑としましては、要支援者で同意をされていない人が自治会未加入者の場合は、自治会ではなかなか手が回らないので

はないのかという質問に対しまして、自治会未加入者は、この計画を進める上でネックになると想定している。実際に見守りを行うのは自治会の加入者と考えれば、これをきっかけに自治会に加入してもらおうよう進めていきたい。主な質疑は以上のとおりでございます。慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、3月12日、委員全員出席の下に説明員として荒木総務部長、山本総務課長他職員の出席を求め審査を行いました。主な提案の内容としましては、今回の改正は任用状況により通勤費用相当分の費用弁償を支給すること及び保育専門員の報酬額について見直しを行うことにより、処遇の改善を図るものである。また、別表の町長の部の介護保険専門員を介護保険専門委員Ⅰとし、介護保険専門員Ⅱ及び長与町避難行動要支援者避難支援連絡協議会の報酬額を新たに加えるものであるということでございます。施行日につきましては30年4月1日とするものでございます。以上、説明がございました。主な質疑として、介護保険専門員Ⅱの時間割と同様な非常勤職はあるのかという問いに対しまして、包括支援センター専門員Ⅲがあるということでございます。以上、慎重に審査をいたしました結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第7号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、並びに議案第8号町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例、並びに議案第9号長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、一括しまして3月12日に審査を行いました。今回の主な改正は人事院勧告に準じて支給割合を引き上げるため条例を改正するもの。第1条は期末手当の支給割合を0.05月分引き上げ、総支給割合を3.15月分とするもの。第2条は期末手当支給割合を、6月分は100分の147.5、12月は100分の167.5にそれぞれ改正するものである。附則において本条例の第1条の規定は公布の日から施行、平成29年4月1日から適用するというところでございます。第2条の規定は平成30年4月1日とする。以上の説明がございました。主な質疑としましては、議員報酬の特別委員会では報酬の増額や据え置き意見もあったが、今後は町村議会議長会の動向もあり様子を見ると理解していた。今回は町長部局より提案があったが、議会の議論の中で考えると見合わせる検討はなかったのか。との質問に対しまして、一般職も給与格差の是正のため人事院勧告が行われた。今回は、内閣総理大臣等の特別職0.05月分上昇となっている。次に、人事院勧告について一般職は理解するが、特別職についても人事院勧告に準ずる必要があるのか。また、準拠しなかった場合のペナルティはあるのかの問いに対しまして、期末手当も私たちの生活の一部の糧と考えている。内閣総理大臣も0.05月分上げていることからその辺の精査をされていると考える。また、ペナルティについては無い。以上のとおりでございます。慎重に審査をいたしました結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号につきましては先程申し上げましたとおりでございます。慎重に審査した結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第9号につきましても同時に審査をいたしまして、慎重に審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に議案第10号長与町税減免に関する条例の一部を改正する条例につきましては、3月12日、委員全員出席の下に久保平企画財政部長、荒木税務課長、その他関係職員の出席を求め審査を行いました。主な内容といたしましては、今回の改正は、農業災害補償法の一部を改正する法律が平成30年4月1日に施行されることに伴い、所要の改正を行うものであるということでございます。改正の主な内容は、農業災害補償法から農業保険法に改められることから第2条第3項中農業災害補償法を農業保険法に改め、あわせて規定の整備を行うものであるとの説明がございました。施行日につきましては、30年4月1日とするものでございます。主な質疑としましては、提案理由の中に農業災害補償法の一部を改正する法律で、法律の番号が同じであることから名称が変わっただけとの理解でよいのかという質問に対しまして、法律の一部を改正する法律で題目の変更で、法律番号は変わっていない。以上のようなこととございました。慎重に審査しました結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（内村博法議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第4号についての質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第5号についての質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第6号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第7号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第8号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第9号についての質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第10号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

委員長は自席に戻ってください。

これから議案第4号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第1、議案第4号長与町防災会議条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第5号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第2、議案第5号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第6号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第3、議案第6号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第7号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

堤議員。

○13番（堤理志議員）

議案第7号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論を行います。

本条例改正は、議員の期末手当を引き上げる内容であります。本町は今、高田南土地区画整理事業の長期化や財政負担に苦しみ、図書館建設も財政的な目途が立たない状況にあります。こうした中、今議会、敬老祝金を削減する内容の議案も提案されています。子ども医療費助成は、近隣市町が実施時期を表明いたしましたけれども、本町は当初予算に計上できず、開始時期も明言できない状態です。このように住民にさまざまな我慢や負担を求める一方で、町政の意思決定に重要な責任を負う特別職が収入を増やす提案は住民の理解が得られないというふうに考えます。

よって、本議案に反対をいたします。

○議長（内村博法議員）

次に、賛成討論ありませんか。

喜々津議員。

○11番（喜々津英世議員）

私は議案第7号に賛成の立場で討論をいたします。

議案は、特別職の国家公務員の給与改定に準じ、議員の期末手当の支給割合を引き上げるもので、期末手当の支給割合を報酬月額0.05か月分引き上げ、総支給割合を3.15か月分とするものであります。賛成の理由として3点を上げさせていただきたいと思います。まず1点目は、人事院勧告に基づくものであるということです。人事院は民間給与が国家公務員給与を上回り、かつボーナスも民間が上回ったことから29年8月に国家公務員の給与の改定を勧告をしました。本町の職員もこれに倣い昨年12月議会で職員の給与に関する条例改正が提案され、全会一致で可決をいたしました。議員の期末手当は、長与町特別職等報酬審議会の審議対象とはなっておりません。これまでも客観性及び公平性を保つために人事院勧告を尊重し、一般職に準じて引き上げ、引き下げを図ってきた経緯があります。今回、国の特別職の期末手当も引き上げられたことから従前の例に倣い提案されたものと理解し、今回の改正は適切であると考えます。2点目は、県内の町と比較して本町の支給割合は低い水準であることであります。議会は平成28年9月議会で議員報酬に関する特別調査特別委員会を設置し、調査を行いました。期末手当の支給割合も調査しましたが、県内8町及び本町より人口が少ない6市と比較したところ下から2番目の水準でありました。また、本年3月8日現在で調査をしましたが、8町で1番高い議会が3.35か月分、1番低い議会が2.6か月分、本町は依然として下から2番目となっております。今回、改正しない場合、他議会との差はますます広がってしまいます。この点でも改正は適切であると考えます。3点目が議会

改革の進展であります。平成25年9月議会で議会基本条例を制定し、条例に基づく議会改革を進めてまいりました。当時、議会に関心を持っておられ厳しい御意見を頂戴していた方が、議員報酬に関する調査特別委員会の参考人を公募したところ応募をされ意見陳述をされました。その際、議会のホームページなどを見ると他議会からの視察が格段に増えている。これは議会改革が進んできた成果だ。議員報酬の引き上げには賛成する。改革を評価し報酬引き上げに賛成の御意見をいただきました。また、早稲田大学マニフェスト研究会の議会改革ランキングでも、県内では県議会及び県内21市町議会の中で、本町は3位となっております。改革は着実に進展しています。町民の皆様にも御理解いただけるものと思います。住民感情からしても引き上げは認められないとの意見をよく聞きますけれども、感情論ではなく人事院勧告を尊重した客観性のある改正案であり適切と考えます。議会基本条例に、議会と町長は二元代表制の下、共に町政の発展と町民福祉の向上に大きな責任を負っていると規定しています。今回の条例改正を機に目指す議会像である町民とともに歩む議会、議員が議論を深める議会、執行機関と切磋琢磨する議会の実現に向け、さらに努力し成果を出すことで町民の御理解がいただけるものと確信し賛成の討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第4、議案第7号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第8号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

堤議員。

○13番（堤理志議員）

議案第8号につきましても、7号議案の討論で述べました内容と同様の理由により賛成できませんので、反対をいたします。以上です。

○議長（内村博法議員）

次に、賛成討論ありませんか。

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

議案第8号に賛成の立場で討論いたします。

議案は特別職の国家公務員の給与改定に準じ、町長及び副町長の期末手当の支給割合を引き上げるもので、期末手当の支給割合を報酬月額0.05か月分上げ、総支給割合を3.1か月分とするものであります。町三役の期末手当はこれまでも、客観性及び公平性を保つために人事院勧告を尊重し、一般職に準じて引き上げ、引き下げを図ってきた経緯があります。今回、国の特別職の期末手当も0.05か月分引き上げられたことから従前の例に倣い提案されたもので、今回の改正は適切であると考え、賛成の討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第5、議案第8号町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第9号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

堤議員。

○13番（堤理志議員）

議案第9号につきましても、7号議案の討論の中で述べた内容と同様の理由により賛成できませんので、反対をいたします。

○議長（内村博法議員）

次に、賛成討論ありませんか。

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

第9号についても賛成の立場で討論いたしますけども、先程第8号との同じ内容ですので、そういった意味で賛成討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第6、議案第9号長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第10号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第7、議案第10号長与町税減免に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから日程第8、議案第3号長与町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例。日程第9、議案第11号長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。日程第10、議案第12号長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例。日程第11、議案第13号長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。日程第12、議案第14号長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。日程第13、議案第15号長与町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例。日程第14、議案第16号長与町介護保険条例の一部を改正する条例。日程第15、議案第17号長与町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例。日程第16、議案第18号長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。日程第17、議案第19号長与町指定地域密着型介護予防サービスの事業

の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。日程第18、議案第20号長与町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。日程第19、議案第21号長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例。日程第20、議案第22号長与町都市公園条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

ただいま一括しています議案について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長。

○9番（西岡克之議員）

それでは御報告いたします。議案第3号長与町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の件について御報告いたします。審査日といたしまして平成30年3月12日、委員全員出席の下、説明員として中山健康保険部長、辻田介護保険課長、その他関係職員の出席を求め慎重に審査をいたしました。この条例は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について新たに条例を制定するもので、平成30年4月1日より介護支援専門員を配置している居宅介護支援事業所の指定、指導等の権限が県から市町村へ移ることとなったため、町で条例を定める必要が生じたことによる措置であります。基本的に県条例と同様に国の省令で定められた内容。独自規定として、長与町暴力団排除条例の趣旨に則り暴力団の介入を防ぐための措置を講じることなどを規定。附則として本条例の施行日を平成30年4月1日からとし、第6条第2項については平成33年3月31日までの経過措置を設けるとの説明がありました。主な質疑といたしまして、権限移譲のポイントはという質疑に対しまして、地方分権一括法の一環だと。また、別の質疑といたしまして、県から市町村へ移行する期間はという質疑に対しまして、来年3月31日だという答弁で、次の質疑といたしまして、事業所指定の期間はということでは、6年の更新となっている答弁でございました。主な質疑は以上のとおり。慎重に審査をした結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。審査日は平成30年3月13日、委員全員出席の下、説明員として中山健康保険部長、志田健康保険課長、その他関係職員の出席を求め慎重に審査いたしました。改正の内容として、国保の財政主体が都道府県になることにより、地方税法が一部改正されたことに伴う改正で、規定の整備を行うもの。附則として平成30年4月1日から施行するとの説明がありました。主な質疑といたしまして、改正により住民に何か変化があるのかという質疑に対して、住民には変化は無いという答弁でした。改正後の条文が分かれているのはなぜかと言うと、地方税法の書きぶりに合わせているという答弁でございました。主な質疑は以上のとおりで慎重に審査をした結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第12号長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例。審査日は平成30年3月13日、委員全員出席の下、説明員といたしまして、中山健康保険部長、志田健康保険課長、その他関係職員の出席を求めて慎重に質疑を重ねました。提案理由の主な説明といたしまして、改正の内容は国民健康保険の財政主体が都道府県になることに伴い改正を行うもので、規定の整備を行うものとの説明がありました。附則として、平成30年4月1日から施行するとの説明がありました。主な質疑といたしまして葬祭料が2万円になったのはなぜか。県の会議での話し合いの結果、統一することに決定したという答弁でございました。主な質疑は以上のとおりで慎重に審査した結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の件を御報告いたします。審査日といたしまして平成30年3月11日、委員全員出席の下、説明員といたしまして中山健康保険部長、志田健康保険課長、その他関係職員の出席を求め慎重に審査をいたしました。提案理由といたしまして、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い所要の改正を行うもので、国民健康保険で住所地特例の適用を受けている被保険者が後期高齢者医療に加入するときは、その特例を引き継ぐ内容ということでございました。附則として平成30年4月1日から施行するとの説明がありました。主な質疑といたしまして、後期高齢者医療に住所地特例は存在するのか。次が答弁でございます。存在するという答弁がございました。主な質疑は以上のとおりで慎重に審査をした結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第14号長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件について御報告をいたします。審査日は平成30年3月12日、委員全員出席の下、説明員として森川住民福祉部長、村田子ども政策課長、その他関係職員の出席を求め慎重に審査をいたしました。提案理由といたしまして、本案は子ども・子育て支援法施行規則等の改正に伴う条文整備と所要の改正を行うものとの説明がありました。附則として公布の日から施行し、第15条第1項第2号の改正規定は平成30年4月1日から施行するとの説明がありました。主な質疑といたしまして、任意交付の利用は、利用する場合には1か月の間に任意交付証を発行される答弁がございました。主な質疑は以上のとおりで慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第15号長与町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の件について御報告いたします。審査日といたしまして平成30年3月12日、委員全員出席の下、説明員として森川住民福祉部長、細田福祉課長、その他関係職員の出席を求め審査をいたしました。提案理由の概要といたしまして、高齢化の進展に伴い高齢者に関連の事業を時代に即しかつ継続的に実施できる事業とすることを目的とし、総合的に見直しとして敬老祝金の77歳の額を1万円から5,000円に、88歳の額を3万円から2万円に、100歳の額を10万円から8万円に改めるものという説明を受けました。附則と

して平成30年5月1日から施行するとの説明がありました。主な質疑といたしまして、減額の下げ幅はどの問いに3つの事業のトータルを算出し時代に合わせた形にした。各年齢の下げ幅の根拠はどうかという問いに、老連、介護予防教室などを回りアンケート調査を実施した結果だということでございました。主な質疑は以上のとおりで慎重に審査した結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第16号長与町介護保険条例の一部を改正する条例の件について御報告をいたします。審査日といたしまして平成30年3月12日、委員全員出席の下、説明員といたしまして中山健康保険部長、辻田介護保険課長、その他関係職員の出席を求め慎重に審査を重ねました。提案理由の説明といたしまして、3年で1期の事業計画で運営している介護保険事業が、平成29年度で6期の計画が終わる。今般、平成30年度より32年度までの3か年の第7期の長与町老人福祉計画、介護保険事業計画を策定したので、この計画に基づき介護保険料の改正等を提案するものとの説明がありました。また、附則として本条例の施行日を平成30年4月1日とし、第31条については、公布の日から、また経過措置として平成29年度分までの保険料については、なお従前の例によるとの説明がありました。主な質疑といたしまして、第31条中、第1号被保険者を被保険者に改めた理由は、これまで第1号被保険者のみとされていたのが、40歳から64歳までの第2号被保険者も含むことになったという説明がありました。次に、改正案で低所得者の保険料は高くなっているのではないかという問いに対し、第6期計画では第1号を低所得者の保険料としていたが、第7期計画では第1号を国の標準税率に合わせ、低所得者の保険料には別に第5号で規定しており、高くなっているわけではないという説明がありました。主な質疑は以上のとおりで慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第17号長与町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の件について御報告をいたします。審査日は平成30年3月12日で、委員全員出席の下、説明員といたしまして中山健康保険部長、辻田介護保険課長、その他関係職員の出席を求め慎重に審査をいたしました。提案理由の概要といたしまして、本案は指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等に係る厚生労働省省令が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの。附則として本条例は平成30年4月1日から施行するとの説明がありました。主な質疑といたしまして、3条4項の特定支援事業者とは本町の場合どこを指すのかという質問に、本町では地域包括支援センターだとの答弁がありました。主な質疑は以上のとおりで慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件について御報告をいたします。審査日といたしまして平成30年3月12日、委員全員出席の下、説明員として中山部長、辻

田課長、その他関係職員の出席を求め慎重に審査をいたしました。提案理由の説明といたしまして、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の一部を改正する法律の公布により認知症の定義に係る条文変更に伴う条文整理である。附則として、本条例の施行日を平成30年4月1日からとするとの説明がありました。主な質疑といたしまして、指定密着型の意味はという質疑に対して、認知症を含み町内限定という意味だという答弁がございました。主な質疑は以上のとおりで、慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号について御報告いたします。議案第19号長与町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件について御報告いたします。審査日といたしまして平成30年3月12日、委員全員出席の下、説明員といたしまして中山健康保険部長、辻田介護保険課長、その他関係職員の出席を求め慎重に審議をいたしました。これも議案第18号と同様に、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の一部を改正する法律の公布により認知症の定義に係る条文の変更に伴う条文の整備であります。附則として、平成30年4月1日から施行するとの説明がありました。主な質疑といたしまして、これは定義が変わったのか条文が変わったのかという問いに対し、第2項3項の条文が追加されており、内容の変更は無いという答弁がございました。主な質疑は以上のとおりで慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第20号長与町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の件について御報告をいたします。審査日は平成30年3月14日、委員全員出席の下、説明員といたしまして緒方建設産業部長、日名子土木管理課長、その他関係職員の出席を求め慎重に審査をいたしました。本案は、道路法施行令の一部改正に伴い所要の改正を行うものでありますという説明があり、附則として、平成30年4月1日から施行するとの説明がありました。主な質疑といたしまして、例えば現行1平方メートルに満たない90平方センチメートルでも1平方メートルになるのかという質疑に対し、そのとおりである。次に、占用料の徴収方法はどうなるのかという質疑に対し、道路使用者に提出をしてもらい精査をするという答弁がございました。主な質疑は以上のとおり慎重に審査をした結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第21号長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件について御報告をいたします。審査日といたしまして平成30年3月14日、委員全員出席の下、説明員といたしまして緒方建設産業部長、松邨建設産業部理事、その他関係職員の出席を求め慎重に審査をいたしました。提案理由の説明として、本案は公営住宅法施行令及び住宅地区改良施行令の一部を改正する政令、公営住宅法施行規則及び地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅の整備に関する特別措置施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うもので、条ずれの整備、文言の修正が改正の内容で、公布の日から施行するとの説明がございました。主な質疑と

いたしまして、第9条第1項の4は上位法の改正に伴うものかの問いに対しまして、文言の修正によるものだとの答弁がございました。慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第22号長与町都市公園条例の一部を改正する条例の件について御報告をいたします。審査日は平成30年3月14日、委員全員出席の下、説明員といたしまして緒方建設産業部長、日名子土木管理課長、その他関係職員の出席を求め慎重に審査をいたしました。本案は、都市緑地法、都市公園法、都市公園法施行令の改正に伴い所要の改正を行うものという説明があり、附則として、本条例は平成30年4月1日から施行するとの説明がありました。主な質疑といたしまして、この法律を受け建蔽率の変更はどうなる。この問いに対し、地域の実情に合わせて実施をされるという答弁がありました。また、他町ではこの建蔽率を越えるところはないのかという質疑に対し、県内では無い。本町で例をとると総合公園では体育館で4%程度となるとの答弁がございました。主な質疑は以上のとおりで慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上、報告を終わります。

○議長（内村博法議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第3号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第11号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第12号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第13号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第14号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第15号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第16号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第17号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第18号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第19号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第20号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第21号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第22号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

委員長自席に戻ってください。

これから議案第3号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第8、議案第3号長与町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第11号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第9、議案第11号長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第12号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

河野議員。

○14番(河野龍二議員)

ただいま議案となっております議案第12号長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例について反対の立場で討論いたします。

この議案は、これまでの葬祭費を3万円から2万円に引き下げるものです。国保加入者へのわずかなサービスを削るものであり、福祉の後退と捉え反対するものであります。長崎県下の国保統一に向けた1つの施策だと説明されましたが、このようなサービスは、自治体独自の取組として継続しても何ら問題がないと考えます。県下2万円を統一することは、今後保険税の統一に向けての取組と考えざるを得ません。保険税の統一化は、保険税の引き上げになりかねないと、どの自治体も懸念された内容であります。また、国保統一化は自治体の財政の安定化などを検討されたことだと考えます。結果的に統一化により福祉が後退されており、福祉の後退は許されません。そういう立場から反対するものであります。以上、反対討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、賛成討論はありますか。

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

私は議案第12号長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例に賛成の立場で討論いたします。今回提案されている内容は、被保険者の方が亡くなられた場合の葬祭費として支給されています金額が3万円から2万円の変更となっております。できることであれば葬祭費を引き下げることなく3万円を実施することを望みますが、今回の改正は長与町独自ということではなく、今回の国民健康保険制度改正により長崎県内全市町2万円に統一されるとの説明でした。住民サービスの面から考えると残念ではございますけれども、住民の方に御理解いただいて説明をされることを要望し、賛成討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論はありますか。

次に、賛成討論はありますか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第10、議案第12号長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第13号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第11、議案第13号長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第14号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第12、議案第14号長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第15号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

河野議員。

○14番(河野龍二議員)

ただいま議案となっております議案第15号長与町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例について反対の立場で討論いたします。

敬老祝金の目的は、長年本町のまちづくり、またこれまでの長与町を支えてきた方々へのささやかな祝金だと考えます。今回高齢者施策の拡大とはいえ、一方で議員や特別職の給料等の引き上げが行われる中、そのわずかな金額を削減することは、これもまた福祉サービスの後退であります。吉田町長の下、幸福度日本一を目指すことが本町の課題だと考えます。日本一を目指すならどの分野においても他の自治体と比べて優れた福祉サービスが行われていることが、日本一の条件だと考えます。その日本一を目指すの

に福祉の後退は許されない。以上の理由から反対討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に賛成討論ありませんか。

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

私は、本議案に賛成の立場から討論をさせていただきます。本議案は敬老祝金支給条例を改正し、委員長報告にもございましたとおりそれぞれの支給金額を減額するものがあります。この敬老祝金につきましては、年々増え続ける扶助費の増加とともに全国的にも見直す自治体が増え、また、本町におきましても議論が進められてまいりました。また、今回の改正で重要なのは、議員全員協議会で担当課からの説明にもございましたが、庁舎内での協議だけでなく老人クラブ連合会や各老人クラブ、介護予防教室参加者などに広くアンケートを行いその意見を反映させていることでもあります。その中では、敬老祝金の縮小と答えた方が37.1%と最も多く、廃止も含めると約5割の方の考えでありました。また一方で、継続を望む声も29.1%いらっしゃいました。また、本議案とは直接関係ありませんが、入浴補助券につきましても拡充、変更、廃止が7割を超え、何らかの対応を町に求めております。さて、今回の改正では敬老祝金の支給金額を減額しますが、一方、アンケートでもありました入浴補助券のあり方を見直し、入浴以外にも交通、文化活動にも助成を拡大する計画と伺っております。予算ベースで計算しますと、改正前後の差額約400万円は、高齢者交通費健康づくり助成事業に充てられると伺っております。削減のみの改正ではなく、広く考えますと高齢者ニーズを反映させる施策へと繋がる改正とすることができます。よって、以上の理由から賛成討論といたしたいと思えます。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第13、議案第15号長与町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第16号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第14、議案第16号長与町介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第17号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第15、議案第17号長与町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第18号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第16、議案第18号長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案とおりに可決されました。

次に、これから議案第19号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第17、議案第19号長与町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第20号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第18、議案第20号長与町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案とおりに可決されました。

次に、これから議案第21号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第19、議案第21号長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案とおりに可決されました。

これから議案第22号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第20、議案第22号長与町都市公園条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって本案は原案とおり可決されました。

場内の時計で10時50分まで休憩いたします。

(休憩 10時31分～10時50分)

○議長(内村博法議員)

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第21、議案第23号平成29年度長与町一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。ただいま議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○10番(岩永政則議員)

それでは御報告を申し上げます。議案第23号平成29年度長与町一般会計補正予算(第6号)につきましては、平成30年3月12から13日にかけて委員全員出席の下に審査を行いました。説明員としては久保平企画財政部長、田中財政課長、その他関係職員の出席を求めて行ったわけでございます。今回の主な内容といたしましては、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億9,699万円を減額し、補正後の総額を12億3,423万9,000円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、1款町税は町民税、固定資産税など1億9,970万円を増額計上いたしております。8款地方特例交付金では交付額決定により5,42万9,000円の増額の計上でございます。13款国庫支出金は社会保障・税番号システム改修費補助金722万8,000円を増額計上、16款寄附金では社会福祉費寄附金1件、中学校寄附金1件など総額101万5,000円を増額計上。17款繰入金では財政調整基金繰入金や21世紀ふれあい基金繰入金など総額3億6,546万2,000円の減額計上。20款町債は事業費の減額に伴う充当起債1億3,140万円の減額計上。歳出の主なものといたしましては、人件費では育児休業6名分の給与、職員手当、共済費の減額計上。2款総務費では公共施設劣化状況調査業務委託料及び評価替に伴う固定資産評価業務委託料など2,550万3,000円の減額計上。3款民生費は自立支援給付費など5,731万円の増額

計上。6款農林水産業費は有害鳥獣被害防止対策事業補助金など293万6,000円の減額計上でございます。8款土木費は補助金の確定による町道等維持補修工事費の減額及び土地区画整理事業特別会計繰出金の減額など、総額2億1,733万円の減額計上。10款教育費は教育振興基金への積立金6,016万3,000円を増額計上。公民館等改修工事費は減額計上ではありますが、総額で3,570万7,000円を増額計上。以上の説明がございました。主な質疑といたしましては、総務関係では、大学による地域活性化補助金はこういった理由で実施できなかったのかという質問に対しまして、映像作成サークル「シーボ」の地域創造学部が佐世保校に移転したことから、サークルと連携を取れなくなった。30年、新たに事業ができないか検討しているとのことでございます。住民福祉部では、障害者自立支援給付費が増額になった要因は何かということに対しまして、当初見込額が甘かった。就労系サービスと生活介護サービスの事業所が増えたことで給付費が上がったのも増額の要因であるとの説明でございます。次に、浄化槽の設置整備については、どこの地区を予定しているのかという問いに対しまして、岡郷2基、平木場郷1基、本川内郷1基の4基の計画だったが、岡郷の2基が未設置となったという答弁でございました。建設産業部では、ながさき鳥獣被害防止総合対策事業費補助金ワイヤーメッシュ柵の分で減額された要因は何かということで、答弁としてはワイヤーメッシュ柵を要望した市町が多いことから、その結果、国からの内示が減額となったという回答でございました。議会事務局では、費用弁償については29年度は各種特別委員会を開催したが、日程調整を行い、特別委員会を同日に開催するなど努力を行ってきた。当初予算から比べ減額となった要因は何かとの問いに対しまして、各種特別委員会の費用弁償なども同日に開催することで減額となった。

主な質疑は以上のとおりでございます。慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上報告を終わります。

○議長（内村博法議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

議案第23号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。委員長、自席に戻って下さい。

これから議案第23号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第21、議案第23号平成29年度長与町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから日程第22、議案第24号平成29年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)。日程第23、議案第25号平成29年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)。日程第24、議案第26号平成29年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)。日程第25、議案第27号平成29年度長与町下水道事業会計補正予算(第2号)を一括議題といたします。

ただいま一括議題としております議案について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長。

○9番(西岡克之議員)

それでは御報告いたします。議案第24号平成29年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の件について御報告いたします。審査日といたしまして平成30年3月13日、委員全員出席の下、説明員といたしまして中山健康保険部長、志田健康保険課長、その他関係職員の出席を求め慎重に審査をいたしました。提案理由の主な説明といたしまして、今回の補正は歳入歳出それぞれ1億1,591万1,000円を減額して補正後の予算を歳入歳出それぞれ47億4,576万円とするもの。歳入歳出共に国県及び共同事業交付金の確定に伴う減額が主な内容であるとの説明がありました。主な質疑といたしまして今回の減額の訳は。保険者の減少によるものが大きいという答弁がありました。また、特定健診の額の減額の訳はという問いに、受診率が見込より低いものによるとの答弁がありました。主な質疑は以上のとおりで、慎重に審査をした結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第25号平成29年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の件を御報告いたします。審査日といたしまして平成30年3月13日、委員全員出席の下、説明員といたしまして中山健康保険部長、志田健康保険課長、その他関係職員の出席を求め慎重に審査を重ねました。主な提案理由といたしまして、今回の補正は歳入歳出それぞれ635万円を増額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,183万3,000円とするもので、歳入では保険基盤安定繰入金額の確定による増額、歳出では広域連合納付金の増額の見込による増額補正が主な内容であるとの説明がありました。主な質疑といたしまして、歳入で普通徴収保険料の減額の理由は何かということで、当初予算の時点では割合が分からず、確定した時点で今回の補正を行ったという答弁がございました。主な質疑は以上のとおりで、慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第26号平成29年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)の御報告をいたします。審査日といたしまして平成30年3

月14日、委員全員出席の下、説明員といたしまして緒方建設産業部長、松邨建設産業部理事、その他関係職員の出席を求め慎重に審査をいたしました。提案理由の主な説明といたしまして、今回の補正は歳入歳出それぞれ1億406万6,000円を減額して、補正後の総額を9億3,500万2,000円とするもので、国庫補助事業の確定に伴う県事業委託料の減額並びに保留地処分金を財源とする一般会計繰出金の追加によるもの。なお繰越明許費として4億6,122万2,000円をするという説明がございました。主な質疑といたしまして補助金減額の訳は。要望額に対し国から満額つかなかったという答弁がありました。次に繰越明許の理由は何かということで、現地地盤をボーリング調査したが地盤が固く、工事の進捗が計画どおりにいかなかったためだという答弁がございました。慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第27号平成29年度長与町下水道事業会計補正予算（第2号）の件について御説明いたします。審査日は平成30年3月15日、委員全員出席の下、説明員といたしまして濱水道局長、山崎下水道課長、その他関係職員の出席を求め慎重に審査をいたしました。提案理由の主な説明といたしまして、今回の補正は収益的収入及び支出において、事業の確定による不用額等の減額により1款下水道事業費を5,500万円減額し、費用総額を9億7,090万5,000円とするもの。次に資本的支出の収入では2億1,481万円を減額し、支出では資本的支出を2億813万2,000円減額するもので、当初予定しておりました処理場の長寿命化計画による改築更新事業の一部を来年度以降の予定に変更したことによるものでございました。なお資本的収入が支出額に対し不足する3億620万3,000円は当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,280万5,000円、過年度分損益勘定留保資金6,897万円及び減債積立金2億2,442万8,000円で補填するとの説明がありました。主な質疑といたしまして、資本的支出の減額の訳はなぜかという質疑に対し、長寿命化計画を基にした高度処理計画や設備増設工事を行おうとしていたが時間的余裕が無く、今年度の国庫補助対象事業の一部を来年度以降に変更したためだとの答弁がございました。主な質疑は以上のとおりでございまして、慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上です。

○議長（内村博法議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第24号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第25号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第26号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第27号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。自席に戻って下さい。

これから議案第24号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第22、議案第24号平成29年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第25号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第23、議案第25号平成29年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第24、議案第26号平成29年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第25、議案第27号平成29年度長与町下水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

次に日程第26、議案第28号平成30年度長与町一般会計予算。日程第27、議案第29号平成30年度長与町駐車場事業特別会計予算を一括議題といたします。

ただいま一括議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○10番（岩永政則議員）

それでは御報告を申し上げます。議案第28号平成30年度長与町一般会計補正予算に関して3月13日から19日までにかけて審査を行いました。出席委員は全員出席でございます。説明員として久保平企画財政部長、田中財政課長、その他関係職員の出席を求めました。提案理由の主なものとして少し長くなりますが、平成30年度一般会計予算の総額を122億5,454万3,000円としているが、平成29年度に比べると5,324万3,000円、率にして約0.4%の増額予算となっている。主なものを申し上げますと、歳入では、1款町税では44億5,727万1,000円を計上。前年度比1億38万7,000円の増額で個人町民税と固定資産税の増額が要因である。2款地方譲与税から8款地方特例交付金までは、28年度決算及び29年度歳入状況を考慮し全体で1,200万円の増。9款地方交付税及び10款交通安全対策特別交付金は前年度と同額計上。13款国庫支出金は障害者自立支援給付費負担金、保育所運営費負担金及び児童手当負担金など16億9,972万2,000円を計上、前年度比8,636万3,000円の減は保育所等整備交付金の減額が主な要因であるということです。14款県支出金は9億3,366万6,000円を計上、前年度比4,760万円の増は社会福祉費負担金及び保育所運営費負担金の増額などが主な要因であります。17款繰入金は9億5,174万5,000円を計上、前年度比3,407万5,000円の増は財

政調整基金及び減債基金からの繰入の増額が要因となっている。それから歳出の主なものを申し上げますと、1款議会費は1億3,845万7,000円を計上、前年度比221万5,000円の増額。2款総務費は13億1,670万9,000円を計上、前年度比7,010万3,000円の増額は庁舎施設整備改良工事費、ふるさと納税関連経費の増額が主な要因である。3款民生費は49億7,716万2,000円を計上、前年度比3,680万9,000円の増額は社会福祉費の障害者福祉費、児童福祉費の児童福祉運営費の増額が主な要因であると。4款衛生費は10億6,758万9,000円の計上、前年度比1億2,557万3,000円の増額は長与・時津環境施設組合負担金の増額が主な要因である。6款農林水産業費は2億44万6,000円を計上、前年度比144万円の増額。8款土木費は15億12万6,000円を計上、前年度比2億608万8,000円の減額は西高田線街路事業費は増額計上ではありますが、道路橋りょう費での道路維持費の減額が主な要因である。10款教育費は11億5,391万7,000円を計上、前年度比3,862万4,000円の増額は中学校費で屋内運動場整備工事費等が増額の要因。12款公債費は14億794万3,000円を計上、前年度比1,648万円の増額。以上の説明がありました。主な質疑としましては、総務部では電算システムを運用データシステムで行うことでの削減は何かという問いに対しまして、オープン系パッケージシステムに替えクラウド方式を導入し、サーバーの運用管理、改修パッケージの適用などで職員の負担軽減やシステム改修費の削減になっているとのことでございます。それから長与駅のコミュニティホール使用頻度はどのような状況なのかということに対しまして、以前と変わらない、使用料については理解されていると思うという答弁でございます。それから防犯灯新設は今後も増えるのかとの問いに対しまして、自治会要望などを予定してる。また、新しい団地、宅地、道路での要望があれば対応していきたいという答弁でございます。企画財政部では、ロゴマークのデザイン化の委託は公募かという問いに対しまして、一般公募で行う、デザイン化でホームページなど広く活用したいということでございます。それから、今回のデザインの著作権はどうなるのかに対しまして、オリジナル葉っぱに乗ったミクンの著作権は町にある。ロゴマークも同じように考えているとのことでございます。それから50周年記念事業のバスアナウンスの期間はどうかということに対しましては、30年度当初に実施したいとのことですので。期間は31年3月までということでございます。これはちょっと元に戻りますが、30年度の初めに実施をしたいと。期間は31年3月までと、今年度末までですね。差し当たりはそういうことでございます。固定資産税の課税客体の把握はどうしているのか。これに対しまして航空写真及び現地確認で行っているとのことでございます。住民福祉部関係では祝金の減額はどのように決まってきたのか、また、説明はどのようにされたのかの問いに対しまして、高齢者の3事業について9月に老人クラブ連合会、10月に介護予防教室で事業の説明とアンケート調査を行い、意見、要望を聞いた。その結果、時代に沿った見直しを行い、敬老祝金減額、長寿祝品規模縮小。入浴補助券はバス、

タクシー助成券または健康づくり補助券として入浴施設、トレーニング室、陶芸の館などで利用できるように改善をしたということでございます。それから資源売払収入が130万円位減額となっているがどうしたのかということでございますが、単価の影響が1番の要因で、特に鉄、アルミ等が挙げられるということでございます。健康保険部では、フッ素洗口の県補助金が2分の1から3分の1になったのはなぜかということに対しまして、29年度までの事業だったが、現状を見て県が今年度3分の1の補助での事業継続となったということでございます。建設産業部では、ふれあい農園の利用状況はどうなっているのかということに対しまして、90%位の貸付率となっているということでございます。西高田線、高田踏切の渋滞現状はどうなっているのかということに対しまして、朝夕のラッシュ時は木材店まで渋滞している。片側3メートルの都市計画道路を計画している。また、和楽団地入口部を広げ、右折帯を設けることで解消を図るという答弁でございます。教育委員会の関係では、NICEの講師謝金が計上されているが、NICEの頭文字をどうとったのか。また、「イングリッシュアドベンチャー」で前回計上されていたと思うが、変わったところがあるのかという問いに対しまして、NICEについては長与インターナショナル コミュニケーション アクティビティ イン グリッシュの頭文字を取り、NICEの名称をつけたとのこと。また、イングリッシュアドベンチャーの名称で前回予算を計上したが、商標登録されているとのことで、今回名称をNICEに変更したとのことでございます。最後に各施設の、これ社会教育施設等含めて、各施設の洋式トイレ化についてはどのような計画かとの問いに対しまして、各施設については洋式トイレは1つあるが、全てのトイレを5か年計画で洋式トイレにするということでございます。主な質疑の内容は以上のとおりでございますが、慎重に審査した結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第29号平成30年度長与町駐車場事業特別会計につきましては、同じ3月12日、委員全員出席の下に、説明員として荒木総務部長、井川契約管財課長、その他関係職員の出席を求め、慎重に審査を行ったところでございます。主な内容としましては平成30年度駐車場事業特別会計の予算総額は歳入歳出それぞれ791万1,000円とするもので、前年度比87万5,000円、約12.4%の増額となっている。歳入の主なものとしましては、1款使用料及び手数料は定期で長与町嬉里駐車場が年間336万9,000円、吉無田駐車場が年間213万8,000円。一般の駐車場では年間240万円を見込んでおり、使用料収入は790万8,000円を計上。歳出の主なものとしましては、総務管理費で駐車場管理委託料478万7,000円。タイムレジスタ及び防犯カメラの賃借料43万7,000円など総額781万円を計上。以上の説明がございました。主な質疑としましては、修繕費及び駐車場施設整備工事費についてはどのような内容かとの問いに対しまして、修繕費は駐車場壁の漏水補修や駐車場入口の防風兼雨除けなどの工事で、整備工事費は排気ガラリ増設工事を行う。

以上のような質疑がございました。慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可

決すべきものと決しました。以上、報告終わります。

○議長（内村博法議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第28号についての質疑はありませんか。

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

私は、この審査の内容についてじゃなくて審査の過程についてをお尋ねをいたします。昨年も質問いたしました、3款の社会福祉費の中の社会福祉協議会の運営費、これが約5,400万出とるわけです。いろいろ私どもに噂とかいろいろなお話が来るんですが。私は聞いたお話では、職員の採用の時に元職の方が一緒に面接をすとか、それから充て職の方がそのまま残っておられるとか、いろいろな話、あまり良い話を聞かないわけですね。ですから、これにつきましては5,400万もお金が出ておりますので、私としては、やはり委員会にお呼びしていろいろな話を聞かれたのかどうか、私としては呼んだ方が良いというふうに昨年から申し上げとったんですが、今回はどのようになったのか、会として呼ばれたのか呼ばれてないのか、若しくは、また、今後どのような形で対応されるのか、そういうのがあったらお知らせをいただきたい。

○議長（内村博法議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

お答え申し上げたいと思いますけれども、今回は出席を求めて審査はいたしておりません。今後につきましては、総務委員の皆さん方の御意見も聞きながら充分検討していきたいというふうには考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

是非、参考人として呼んでいただきたい。やはりいろいろな部分で社会福祉協議会というのは大変大きな役割を示してるわけですね。社会保障費の中での重要な部分を占めておりますので、是非、今後呼んで、いろいろな参考のために呼んでいただきたいと要望しときたいと思います。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第29号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。岩永議員、自席に戻って下さい。

これから議案第28号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

堤議員。

○13番（堤理志議員）

議案第28号平成30年度長与町一般会計予算に反対の立場から討論を行います。現在、公共施設の老朽化が全国的な問題となり、本町においても財源対策が課題となっています。また、高齢者福祉の増進、教育支援、子育て支援などの要望が高まっています。これら住民ニーズに応える予算になっているのか否かという点を主眼に予算を見てまいりました。高田南土地区画整理事業への一般会計繰出金については、従前からこの工期の不透明さ、財政負担の大きさについて疑問を呈してまいりました。その解消には未だ至っておりません。榎の鼻地区の大型商業施設などの造成と連動した西高田街路事業も先線の動向、渋滞解消効果、事業費の将来負担が懸念されるなど、大型事業、開発型事業が住民向け施策を展開する上でネックとなっております。学校への空調設置、子ども医療費助成、公共施設の老朽対策、既存道路の維持、補修など教育や生活環境を改善するため、また、他の自治体に遅れをとらないようにすべき事業の実施であるとか、計画についても影響が出始めております。こうした中、昨年辺りから社会教育、住民福祉に関する予算削減の流れとなっております。削減すべきは住民福祉ではなく、長年財政負担となっている大型開発事業であるというふうに思います。本予算は入浴券など健康づくりの点、そして交通補助券、これらを複数選択するように制度改正をしたり、議会からの提案そして住民の要求を反映した事業が盛り込まれました。これらについては住民に評価していただける施策であります。しかし、投資的経費が予算の主役であるはずの住民福祉予算を圧迫する、こうした構造的矛盾があり、そのことを指摘し改善を求める立場から本予算に反対をいたします。以上です。

○議長（内村博法議員）

次に、賛成討論ありませんか。

金子議員。

○7番（金子恵議員）

議案第28号一般会計予算に対し賛成の立場から討論いたします。今期の予算に関しましては、まず町税が昨年度比1億403万3,000円の増ということで、財源の確保ができていることは重要なことであると思います。しかし、その反面、民生費が本年も増加傾向にあることは、本町のみならず各市町においても同様であると感じています。その中で、少子高齢化に伴う施策においては今後さらに大きな歳出になることが予想されます。今回長年の住民からの要望でもあった交通利用券は入浴補助券から形を変え、バス、タクシー利用券、健康づくり助成券から選択できる需要度の高いものになり、高齢者の生きがいづくりの一端としての事業になりました。これに関しては、多くの同僚議員が長年住民の声を行政に届け続けたことが、今回に至った1つではなかったかと感じているところです。また、子育て支援事業に関し、子どもを守る地域ネットワーク機

能強化学業は社会問題化している児童虐待の早期発見、対応、発生予防に努めるとして
いるもので、私達の未来である子ども達を様々な悪環境から守り、安心して心豊かに毎
日送ることができるようにするため、ある意味大人の責任でもあると感じているところ
から、今以上の施策推進を願うところです。次に健康ポイント制度ですが、介護予防の
一役になるよう実施と共に、住民が参加する事業ですので分かりやすい周知をお願いし
たいと思います。産業振興面においては大型商業施設がオープンして間もなく1年が経
とうとしています。ここと商店街の動線を確保する政策を講じるとのことでしたが、ま
だ道半ばであらうと思っています。各個店の努力を引き出すすべを持ち合わせなければ、
これに関しては机上の空論になるのではと危惧しています。今回乗合タクシー試験運行
が開始されますが、これらの事業とバッティングした活性化を図れないか、今後も検討
を継続していただきますよう要望しておきたいと思います。また、ふるさと納税に関し
ては29年度分が好調だったということでありました。自主財源確保もあります。地
元特産品のアピールに繋がっており一定の効果があったことから、30年度においても
継続していただければと思います。次に町制50周年が迫ってきました。この時に長与
町民でいられたこと、個人的にも嬉しく思っています。多くの町民の皆様が町全体で
祝いをするというスタンスでの記念事業になるようですが、実行委員会の中において多
くの案、意見の中から精査していただくことにより、思い出となる事業の成功を期待す
るものであります。現在人口減少時代を乗り切ることは、国家戦略上最重要課題であり
ます。そのためには労働生産性の向上と生産人口の増加は必須であり、この国は再び
共働き時代に突入していかなければなりません。そうした観点から、子育て支援はこれ
までの福祉対策ではなく、共働きを前提とした住民のライフスタイルの変化に対応する、
また、誘導する大変重要な運営戦略の基幹になるべきものでなければならぬと思
います。また、教育は国を支えていく人を育てる礎です。特にグローバル化が今以上に
進展していくことが予想される中、将来を託す子ども達には一人一人が、私達世代以上
の力を発揮してもらうことが必要となってきます。そのため私達大人は子ども達に良質
な教育を施し、知識だけではなく優れた見識と豊かな人格の形成を図っていく責任があ
ります。また、教育への投資は乗数効果が高いと言われており、国においても教育無償
化へ向け端緒につく動きも見られます。更に働き方改革を通じて子育て世代への支援を
行うことは、結果として町の活性化へと繋がると考えます。国の施策を待つのではなく、
また、組織の垣根を越えた広い意味での施策において独自の総合的な取組を行うこと
を要望し賛成討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第26、議案第28号平成30年度長与町一般会計予算を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第27、議案第29号平成30年度長与町駐車場事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

次に日程第28、議案第30号平成30年度長与町国民健康保険特別会計予算。日程第29、議案第31号平成30年度長与町後期高齢者医療特別会計予算。日程第30、議案第32号平成30年度長与町介護保険特別会計予算。日程第31、議案第33号平成30年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算。日程第32、議案第34号平成30年度長与町水道事業会計予算。日程第33、議案第35号平成30年度長与町下水道事業会計予算を一括議題とします。ただいま一括議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長。

○9番(西岡克之議員)

それでは御報告させていただきます。まず、議案第30号平成30年度長与町国民健康保険特別会計予算の件について御報告をいたします。審査日は平成30年3月13日、委員全員出席の下、説明員として中山健康保険部長、志田健康保険課長、その他関係職員の出席を求め慎重に審査をいたしました。提案理由の主なものとして、平成30年度から国保運営主体が都道府県に変更になることから本町の国民健康保険特別会計も大きく変更になる。歳入では、国や社会保険診療交付基金から交付されていた国庫支出金、療養給付費交付金、前期高齢者交付金が県に交付され、共同事業交付金は廃止となる。

歳出では後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、老人保健拠出金、介護納付金は県が納付するようなり、共同事業拠出金は廃止となる。予算の総額は歳入歳出それぞれ39億9,289万2,000円で、前年比17.7%の減。また、平成30年度から実施する健康ポイント事業の予算を計上しているという説明がございました。主な質疑といたしまして、健康ポイント制度の予算を反映しているのかと、約308万円計上していると。次に3款1項1目の保険者努力支援金は国の公表では長崎県は全国2位になっているが本町の評価はどうかということで、点数では471点、額では1,417万7,000円となっているとの答弁がありました。次に第三者納付金の扱いは今後どうなるのかということで、第三者納付金、返納金は今後県へ返還するという答弁がありました。次に保険者努力支援分の今後の推移はどうなるという質疑に、国の政策によるものが大きく影響すると考えるという答弁がありました。主な質疑は以上のとおり、慎重に審査をした結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号平成30年度長与町後期高齢者医療特別会計予算の件について御報告をいたします。審査日は平成30年3月13日、委員全員出席の下、説明員といたしまして中山健康保険部長、志田健康保険課長、その他関係職員の出席を求め、慎重に審査をいたしました。提案理由の主なものといたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,564万円とし、前年度比3,079万2,000円、6.6%の増額となる。歳入では、1款後期高齢者医療保険料3億9,617万4,000円、一般会計からの繰入金9,865万2,000円。歳出では、広域連合への保険料等の納付金4億8,870万3,000円の内容であるとの説明がありました。主な質疑といたしまして、後期高齢者の昨年度の対象者との比較はどうなるという問いに、被保険者は29年度4,752人、30年度4,878人で126人の増加になる。また、保険基盤安定繰入金の低所得者の割合は30年度予算でどうなるかという質疑に対し、2,735人で軽減割合は7割が1,728人、5割が403人、2割が476人、被扶養者は128人だとの答弁がございました。主な質疑は以上のとおりで、慎重に審査をした結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第32号平成30年度長与町介護保険特別会計予算の件について御報告いたします。審査日は平成30年3月12日、委員全員出席の下、説明員といたしまして中山健康保険部長、辻田介護保険課長、その他関係職員の出席を求め慎重に審査をいたしました。提案理由の主なものとして、平成30年度介護保険事業勘定の総額を歳入歳出それぞれ28億7,561万7,000円で、介護サービス事業勘定の総額を歳入歳出それぞれ2,683万4,000円とし、前年度比保険勘定が2億7,422万7,000円の8.7%減、介護サービス事業勘定が309万6,000円で13%の増となるという説明がございました。主な質疑といたしまして、介護認定審査会を月5回から6回に変更した理由は何か。従来が月6回25件で行っていたが、平成29年度月5回30件で実施したが審査委員への負担が大きく、元に戻したという説明がございました。

主な質疑は以上のとおりで慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号平成30年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算の件について御報告いたします。審査日は平成30年3月14日、委員全員出席の下、説明員といたしまして緒方建設産業部長、松邨建設産業部理事、その他関係職員の出席を求め慎重に審査をいたしました。提案理由の主なものといたしまして、平成30年度歳入歳出予算総額はそれぞれ7億8,015万3,000円、歳入の主なものは国庫補助金1億2,950万円、県補助金2,500万円、一般会計繰入金6億2,364万9,000円、繰越金200万円。歳出の主なものは、土木費、都市計画費で7億310万5,000円、起債償還金7,504万8,000円、予備費で200万円を計上しているとの説明がありました。主な質疑といたしまして、PFI一括工事というが裏付けが見えない、財政的な部分を含め県との話し合いは進んでいるのかという質疑に対し、コンサルを通じ一括発注し県と協議をしているという答弁がありました。次に土木工事費の減額の訳は、工事の進捗状況に対応し減額をしているという答弁でありました。次に補償費の計上があるが場所はどこか、これは追加補償で建物の移転補償ではないという答弁がありました。主な質疑は以上のとおりでございまして、慎重に審査した結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号平成30年度長与町水道事業会計の御報告をいたします。審査日は平成30年3月15日で委員全員出席の下、説明員として濱水道局長、山口水道課長、その他関係職員の出席を求め慎重に審査をいたしました。提案理由の主なものといたしまして、平成30年の業務予定量で給水戸数を1万5,780戸、年間総給水量を370万5,321立方メートル、1日平均給水量を1万152立方メートルと見込み、主要な建設改良費として2億4,130万円と見込んでいる。3条の収益的収入では水道事業収益7億9,853万2,000円を見込み、この中で主なものとしては営業収益7億1,420万7,000円、主に水道料金6億8,600万5,000円で営業外収益では8,431万5,000円、主なものは長期前受金7,947万7,000円、支出では7億3,770万3,000円を予定しており、主なものとして営業費用7億1,236万2,000円で、主な内訳では原水及び浄水費で2億9,186万4,000円、配水及び給水費で1億27万6,000円、減価償却費として2億1,585万6,000円を計上。営業外費用では1,057万1,000円で、主に企業債利息、消費税に対する費用を計上している。資本的収入及び支出の収入では、資本的収入2億4,586万円を見込み、支出では資本的支出5億9,251万1,000円を予定している。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億4,665万1,000円は当年度分消費税3,438万2,000円、当年度分損益勘定留保資金1億4,657万9,000円、減債積立金8,550万9,000円及び建設改良積立金8,018万1,000円で補填するとの説明がございました。主な質疑といたしまして、給水戸数は30年度末で

表示するのかの質疑に対し、29、30年と比較して30年度末を表示する。キャッシュフローで有形固定資産の支出は何かということで、主に改良工事に伴うものだとの答弁がありました。次に、給水戸数は前年度より10戸増えているが営業収益は減少している。予算組の根拠はという質疑に対し、給水戸数は住基ベースで組む、営業収益は29年度決算見込みで30年度を組んでるという答弁がございました。慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号平成30年度長与町水道事業会計について御報告をいたします。審査日は平成30年3月15日、委員全員出席の下、説明員として濱水道局長、山崎下水道課長、その他関係職員の出席を求め慎重に審査をいたしました。提案理由の主なものとして、業務予定量で年度末排水戸数は1万5,840戸、年間総排水量を406万1,995立方メートル、1日平均排水量を1万1,129立方メートルと見込んでいる。建設改良事業として4億7,109万4,000円、国庫補助事業対象として3億2,100万円を予定している。3条の収益的収入及び支出の収入では、下水道事業収益として10億2,731万7,000円、支出では下水道事業費用9億9,552万9,000円を予定し、営業外費用では8,802万5,000円を計上している。資本的収入及び支出の収入では、資本的収入4億114万4,000円を見込み、支出では資本的支出6億8,185万4,000円を予定している。主な建設改良事業として、長与浄化センターの耐震化、高度処理に係る改築、更新事業並びに污水管等の改築、更新事業を予定している。以上により、資本的収入額が資本的支出額に対する不足額2億8,071万円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,102万7,000円、過年度分損益勘定留保資金5,208万及び減債積立金2億760万円で補填する予定だとの説明がございました。主な質疑といたしまして、負担金について相違があるようだがどうするのかという質疑に対し、支払い後に補正で対応するという答弁がありました。また、浄化センターの改修工事に無理はないのかという質疑に対し、交互に改修を予定してるので現状を見ながら計画的に行っていくという答弁がありました。また、職員数が減っているようだが過重労働ではないのかという質疑に対し、産休職員が今年度復帰し過重労働にはなっていないとの答弁がございました。主な質疑は以上のとおりで、慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上報告です。

○議長（内村博法議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第30号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第31号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第32号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第 33 号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第 34 号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第 35 号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。委員長、自席にお戻り下さい。

場内の時計 13 時まで休憩いたします。

(休憩 11 時 49 分～13 時 00 分)

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、これから議案 30 号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

河野議員。

○14 番（河野龍二議員）

議案第 30 号平成 30 年度長与町国民健康保険特別会計予算について、反対の立場で討論いたします。言うまでもなく国民健康保険は国民皆保険制度の下で、全ての国民が加入し、安心して医療に掛かれることを目的とした制度であります。国民が医療を受けるためのセーフティネットの役割を担っています。他の医療保険に加入できない人たちが国保に加入するという構造上、無職の人や高齢者の方などが多く加入し、他の保険に比べて所得の少ない人ほど多いというのが特徴であります。国民健康保険の制度は、加入者の最も身近な行政である市町村が運営してきたからこそ住民の生活実態や医療、健康の現状とニーズを把握し、加入者の健康と命を支えることができたと考えられます。そうした中でこの制度が今度、広域化されました。それにより住民の声が届きにくく、更なる国保税の値上げ、医療費の削減が進められると無保険者を生み出し、これまでの国民の健康と命を守ってきた日本の誇るべき国民皆保険制度を維持することが困難になる恐れがあります。今回、本町の国民健康保険税は負担増が懸念されてきましたが、現状維持となりました。しかし、予算案の中には基金積立に 4,000 万円もの計上がされ、保険税の負担となっております。平成 29 年度の国民健康保険の特別会計が赤字になるかもしれないという説明を受けましたが、赤字になるのは加入者の問題でしょうか。国民健康保険、国民皆保険制度は、国民誰もが保険制度への加入が義務づけられています。冒頭説明したように国民健康保険は無職や低所得者の方、高齢者の方が加入する制度で、その保険税は所得の 1 割以上を超え 2 割近い保険税を払ってるにも関わらず、その負担が減ることはありません。赤字になるなら保険税の上乗せ、医療費が増えれば保険税が引き上がる。これでは気軽に病院に掛かれません。社会保障とは、国全体で弱者を生活できる環境に整えるのが社会保障の役割であると考えます。国民健康保険制度も本来の社会保障制度に立ち返るべきであります。予算案では、基金の積立金の 4,00

0万円が保険税に組み込まれていること。また、収納率を1%でも多く見積れば保険税の負担が軽くなるのではないかと思うこと。そして、やはり一定の財政支援、法定外繰入などの財政支援を図ることが望ましいと考えてますが、こうしたことが行われぬ本予算案について反対といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、賛成討論はありませんか。

安部議員。

○3番（安部都議員）

議案第30号平成30年度長与町国民健康保険特別会計予算について賛成の立場から討論いたします。国民健康保険制度は全ての国民の自営業者や年金者などの国民皆保険で、安心して医療を受けることができる保障された社会保険制度であります。しかし、この10年で70歳以上の高齢者が1.3倍になり、国民医療費は1.3倍になりました。団塊世代が75歳以上になる2025年には、医療費総額は61.8兆円になる見込みであります。現在、国保会計は地方自治体のほとんどが逼迫する状態であることから、それを鑑み、国の責任として約3,400億円の財政支援を行い制度が改正されました。平成30年度から長崎県と町が国民健康保険の保険者となり、財政運営の責任主体として県が国保運営の中心的な役割を担い、町が窓口となります。今後、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保と制度の安定化が図れることが期待されます。県が運営方針の策定を行い、市町村ごとに決定した国保事業納付金を市町が県に納付をいたします。それにより市町が担う事務の効率化、標準化、広域化が図られることとなると思います。保険事業におきましては、被保険者への年4回のジェネリック医薬品の啓発目標は80%であるのに対し、現在実績が60%であることから今後の周知による更なる医療費の抑制に繋げる課題などもあります。又、健康事業では新規事業として健康ポイントも導入され、初年度800人を対象として、3年後2,000人を目標に歩くことなどの健康づくりにインセンティブを贈呈することで、健康無関心層の健康づくりの活動のきっかけを提供するなどの取組も期待されているところであります。昨年度、特定健康診査の受診率の目標は55%に対し45.4%の実績でしたが、30年度は受診予定者を3,990人と予定しており、また、健康ポイント事業にも組み込まれていることから、更なる受診率が期待され、重症化抑制と医療費抑制に繋がることと思います。これからますます国民健康保険被保険者数は増加していきますが、国及び県の公費助成の激変緩和措置などにより、今後も住民への負担が加算されないよう国、県への協力を図り、より一層の町民の健康と安定した国民健康保険制度をお願いして賛成の討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

私は、議案第30号平成30年度長与町国民健康保険特別会計について、賛成の立場で討論いたします。国民健康保険というのは住民の健康維持に向かって、長与町においても安全経営をやっているっていうことは嬉しいことでございます。その中で今年度から、30年度から健康ポイント制度を導入するということで、関心が町民も出てるんじゃないかと思っております。その中でちょっと3点ほど言葉と申しますか、文言と申しますか、私なりの要望と申しますか、そういうのを含めながら述べたいと思います。まず、この健康無関心層という言葉が全協でも言いましたけども、健康ということは食事、動くあるいは心の環境、その3つが大きな健康だと思っておりますので、このポイントだけじゃなくて、全てにおいて、全町民が健康と言うのは関心を持つてると申しますので、何か無関心層という言葉が案内文とか、あるいはこれからの説明の中でちょっと変更してもらえなというのが1点目ですね。それと制度の中で歩数ポイントがありますけども、第1点がですね。説明の中でなかなか我々としても分かりにくいのが日常生活における歩数も、これが基本だということの説明の中で、日常生活においてもその歩数が加算されるということの表現をしてもらえればと思っております。それはもう通勤にしてもですね、あるいはその他いろんなことでの日常生活に我々も動いてるわけですから。その点もこの表現の中で分かりやすくしてもらえればと思っております。それと3つ目が、町が指定する歩数計って説明の中ではあるわけですが、取り方によっては町がどこかのメーカーの歩数計をですね、ひょっとしたら指定するという捉え方もあると思っておりますので、町が貸し与える、貸与と申しますかね、町が貸し与える歩数計をもってするっていう、それがポイントですよっていう表現を何か説明するときに、いろんなあるいは広報とかするときにそういう3点をもし良かったら考慮してもらって、この事業をより長与町の住民が健康に向かっていく、健康宣言に向かっていくような第1歩と思っておりますので、大いに期待して成功することを願って、この平成30年度の長与町国民健康保険特別会計については賛成の討論といたします。よろしく申し上げます。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論はありますか。

次に、賛成討論はありますか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第28、議案第30号平成30年度長与町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第31号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

議案第31号平成30年度長与町後期高齢者医療特別会計予算について反対の立場で討論いたします。後期高齢者医療制度は75歳以上の人を国保や健保から切り離し、高齢者だけの医療保険にして、負担増と差別医療を強いる世界でも異例の医療制度であります。高齢化の下、加入者が増え続け高齢者であることから医療機関に掛かることも多く、2年ごとの保険料の見直しでその保険料の引き上げが続いています。昨日の新聞報道でも長崎県では1,195円の負担増になるという報道がなされておりました。更に軽減措置の廃止、縮小で1万円の負担増になる人もいるとも報道されています。この流れは加入者が増えれば増えるほど、加入者の負担も増え続けることは明らかであります。その数日後の新聞報道では、65歳以上の高齢者全体で75歳以上の方が過半数を超えたという報道もされておりました。日本老年医学会では、高齢者の定義を75歳以上に見直すよう提言もしていると報道もあります。月間5万人前後のペースで後期高齢者が増えている中で、負担増のペースも更に加速する恐れがあります。これがこの制度の矛盾だと思います。本制度そのものに反対の立場から予算案に反対いたします。

○議長（内村博法議員）

次に、賛成討論はありませんか。

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

私は議案第31号平成30年度長与町後期高齢者医療特別会計予算に賛成の立場で討論いたします。国は平成20年度から75歳以上を対象とした後期高齢者医療保険を立ち上げ、この保険を多くの方が利用しています。長与町の保険者数は年々増加し、平成29年度には4,752名、30年度は4,878名の予定となっております。予算額も今年度4億9,504万と6.6%の増額になっており、今後もその傾向は続くものと思われれます。また、今定例会において後期高齢者医療に関する条例の一部改正においても、住所地特例の拡大を図るなど利用しやすい保険制度となっております。また、この予算は、多様な疾患を持ちながら生活をする高齢者の方々の健康を守るための重要な予算であります。以上のことから賛成といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第29、議案第31号平成30年度長与町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第32号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第30、議案第32号平成30年度長与町介護保険特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第33号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

河野議員。

○14番(河野龍二議員)

議案第33号平成30年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算について、反対の立場で討論いたします。この間、私はこの事業の凍結、また、廃止を求め討論、質問を行ってまいりました。現在、この事業はまさに行き詰まりの状況だと考えられます。今後、一括発注に切り替えるという説明でもありましたが、全国にも例のない取組が果たして可能になるのか、大変不安であります。この事業の取組がなされなかったら281億の総事業費はどうなるのか。また、完成年度はどうなるのか。事業の進捗は本当に不明瞭であります。先々どうなるか不安な状況なら1度立ち止まり、対策を十分に考える必要があると思います。しかしながら町の血税を注ぎ、そのような対策が取られてない以上、この予算案に反対する立場であります。以上です。

○議長(内村博法議員)

次に、賛成討論はありませんか。

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

私は議案第33号平成30年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。この事業は、皆さんも御存じのとおり事業開始から30年以上経過し、29年度の進捗状況はまだでございますが、28年度末では道路築造で53.5%、宅地造成で56.8%であり、本町の財政に大きな影響を与えることは承知をしております。その中で平成30年度の主な事業としましては、高田越中央改築事業、浦上水源地付近の宅地造成工事、南東部補強土壁工事、65街区の宅地整地工事であり、補償は追加補償が主な内容とのことでした。なかなか事業の見通しが厳しい中、PFI事業の導入の可能性、一括発注など、住民の方、地権者の方のことをいろんな角度から考え、1日でも早く完成できることを目指して県、また、関係事業所と検討を重ねておられるところを評価し、大きく期待するところでございます。しかしながら、住民の方々の不安不満は、年月を経過するごとに大きくなるものと思います。平成30年度には目途をつけて住民説明を行いたいとのことでしたので、住民の方々が安心して十分に納得できる説明をされることを要望します。また、万が一が目途が立たない場合でもありのままの現状、これまでの経過を説明されることを強く、強く要望いたします。今後は実現可能な計画、いろんな見直しなども含めた上で十分に考えていただき、この事業の早期完成を心より、心より願って、私の賛成討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論はありますか。

次に、賛成討論はありますか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第31、議案第33号平成30年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第34号の討論を行います。

まず、反対討論はありますか。

次に、賛成討論はありますか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第32、議案第34号平成30年度長与町水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

次にこれから議案第35号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第33、議案第35号平成30年度長与町下水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第34、発議第1号町長の専決処分事項の指定に関する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

喜々津議員。

○11番(喜々津英世議員)

発議第1号町長の専決処分事項の指定に関する条例について提案理由の御説明をいたします。

まず現在、町長の専決処分に関する軽易な事項の指定に関する条例があります。この条例は議会に提案権があることから、昨年3月の議会運営委員会で見直しをすべきとされていたものであります。諸般の事情で取組が遅れていましたが、昨年10月の議会運営委員会から見直しを開始し、その後、町長から議長に対し、委任決議の要請があったことから県内市町の状況も参考に本格的に見直しを進めてまいりました。現行条例は昭和25年に制定され、その後4回にわたり改正し、現在、8項目を専決処分事項に指定をしています。このうち7項目が昭和38年の地方自治法改正により削除しても構わないものであり、全面的な改正が必要となることから現行条例を廃止し、新たに町長の専決処分事項の指定に関する条例として提案するものであります。

新しい条例で指定する専決処分事項4項目は、いずれも承認議決に係る軽易なもの、

あるいは町長の事務の執行に当たり迅速性、適時性を要するものとして指定するものがあります。残念ながら改正案は全会一致とはならず、議員発議で提案することになりました。それでは、議案を説明申し上げます。

発議第1号町長の専決処分事項の指定に関する条例。上記議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。平成30年3月23日、提出者、長与町議会議員喜々津英世。賛成者、町議会議員は省略をさせていただきます。浦川圭一、同じく中村美穂、同じく安部都、同じく饗庭敦子、同じく安藤克彦、同じく金子恵、同じく分部和弘、同じく西岡克之、同じく岩永政則、同じく山口憲一郎、同じく吉岡清彦、同じく竹中悟、以上のとおりであります。提案理由は、地方自治法第180条第1項の規定により、町長において専決処分することができる事項を指定することを目的として、本条例を制定するものであります。

それでは内容について御説明を申し上げます。第1条、目的は「この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第180条第1項の規定により、町長において専決処分することができる事項を指定することを目的とする。」との根拠規定を示しています。第2条、専決処分事項は「前条の規定による専決処分事項は、次のとおりとする。」とし、第1号「既設条例中、その趣旨に変更を及ぼさない程度の法令等の引用又は字句の修正」。第2号「議会の議決を経た契約について500万円以内の変更契約の締結」。第3号「1件につき100万円以下の訴えの提起、和解及び調停」。第4号「法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で、1件につき100万円以下のもの」。以上の4項目を指定しています。第3条、議会への報告は「町長は、前条の規定により専決処分を行ったときは、法第180条第2項の規定に基づき議会に報告しなければならない。」とし、議会への報告義務を規定をしております。附則として1、「この条例は、公布の日から施行する。」附則2、「町長の専決処分に関する軽易な事項の指定に関する条例（昭和25年条例第36号）は廃止する。」

以上が本議案の内容であります。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（内村博法議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。喜々津議員、自席にお戻りください。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第1号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって発議第1号は委員会付託を省略することといたしました。

これから発議第1号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

発議1町長の専決処分事項の指定に関する条例について、反対の立場で討論いたします。私は今回の専決処分事項の拡大について、全てにおいて反対してはおりません。第2条の第3号「1件につき100万以下の訴えの提起、和解及び調停」この部分について反対するものであります。訴えの提起を専決処分にするのは、やはり公権力の行使であり慎重にするべき問題だと考えます。この問題は、仮に町営住宅の家賃滞納を請求する場合、支払督促を申立てて行くと相手から2度の異議申立てが行われた場合、自動的に訴訟手続きになる。この場合に支払督促申立て時期が訴えの提起がみなされたために、議会としては日付を遡って議会議決できないことから専決処分の対応が必要と議論が行われました。私はこの問題に地方自治法96条の中で、訴えの提起は議会の議決としてある部分と、訴訟手続きの矛盾がある。また、県下全ての自治体議会がこのような対応をとっていないことから何らかの対応があると主張し、反対をしてまいりました。反対の理由は、やはり一つは冒頭申し上げました公権力の行使を慎重にするべきだという理由であります。どんな状況であっても住民等を行政側が訴えるときは、訴えの理由の正当性を議会が議論し、可否を判断するべきと考えるからです。そしてもう一つ訴えの提起とみなされる。こうした状況の解決の手法としては、私は裁判所に尋ね、その参考意見を伺ってまいりました。解決の手法としては、一つは支払督促を行った場合に訴訟に移行するときに、支払督促の申立てを取り消し、改めて訴訟をすること。これで解決できると思います。裁判所でも確認を取ったので可能であると回答を得ています。もう一つの解決方法は、支払督促をしなければならないのかという問題であります。家賃の滞納や水道料金の滞納の場合、他の税や使用料の滞納もしている場合が多いと思います。その理由は、多くが生活困窮者であると思います。このような状態は町側も十分把握してる事案だと思います。その場合、払えない状況をどう解決するのが問題であります。つまり生活困窮で支払いが困難な場合は、生活保護に移行するなどの手だてを講じるべきであります。生活困窮者に対し支払督促での請求は圧力による対応だと思います。そういった意味では、支払督促申立てをするべきではないと考えます。もう一つに仮に相手側に支払能力がある場合は、支払督促の時間が無駄であり、直接訴訟を起こすことが効果的だと考えられます。これも職員の方から伺った御意見であります。これも行政側がその対象の住民との対応が十分行われていれば、訴訟を起こすかどうかは判断できると思います。これで訴えの提起がみなされる問題は解決できると思います。以上の理由から、この訴えの提起などを専決処分事項にすることは反対であり、条例案に反対いたします。以上です。

○議長（内村博法議員）

次に、賛成討論はありませんか。

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

本議案に賛成の立場で討論いたします。本議案は行政側の迅速な行政事務の執行を期待し、提案されたものと考えております。主な改正については、1件につき100万円以下の訴えの提起、和解、調停について、また、法律上の義務に属する損害賠償の額の決定について、議会の議決を求めることなく町長の専決処分に対応できるものとしたものであり、速やかな対応が期待できるものと思っております。特に滞納債権の徴収に係る裁判所を通じた支払督促、請求訴訟等が迅速に行われることとなり、未納金の徴収に大きく貢献できるものと思っております。また、町においては、速やかに対応することがひいては滞納者の滞納額増加の抑制と安定的な生活維持に繋がるということを念頭に適切な運用に努めていただくことをお願いし、賛成討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第34、発議第1号町長の専決処分事項の指定に関する条例を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第35号、請願第1号難病医療費助成制度の改善を求める請願書を議題といたします。

ただいま議題としています請願について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長。

○9番（西岡克之議員）

それでは、請願1号難病医療費助成制度の改善を求める請願書について御報告をいたします。審査日は平成30年3月16日、委員全員出席の下、紹介議員として堤理志委員、参考人として長崎県保険医協会鶴留和彦事務局長を招いて審査をいたしました。請願の趣旨といたしまして、難病医療費助成に係る申請、更新時の診断書料について現行の自己負担を改善し、公費負担へとするよう国への意見書提出を求める内容でありました。審査の方法といたしまして、紹介議員の説明と参考人の意見陳述をいただき委員全員で質疑をし、審査を行いました。主な質疑といたしまして、難病助成については拡大

されたと言いながら自己負担の引き上げとはどういうことか。それに対し、難病の対象範囲は広げられたが、認定の重症化や食費の2分の1助成が無くなるなど負担が増えていけると言える。また、請願の趣旨である診断書料はどのぐらい掛かるのかとの問いに、自由診療なので一概には言えないが5,000円前後と理解していただけたらと思うとの答弁がありました。また、この請願は県内で何か所ぐらい出されているのかの問いに対し、昨年秋に同趣旨の陳情を県下全市町にお願いした。採択の状況については把握していないという答弁がございました。主な質疑は以上のとおりでございます。慎重に審査した結果、賛成多数で採択すべきものと決しました。以上です。

○議長（内村博法議員）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。委員長、自席に戻って下さい。

これから請願第1号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

私は本請願、難病医療費助成制度の改善を求める請願書について、反対の立場で討論いたします。助成の拡大は必要な部分であるとは思っております。難病対策は金銭の部分だけではありません。医療方法の解決、医療体制の整備、難病の方々や家族が日常生活での悩みや不安等の解消を図るための心理的な支援のカウンセリングなど重要な政策となっております。今後、さらに医療保健福祉のネットワークを構築して支援を継続的に実施しなければならぬと思っております。臨床調査個人票の料金を補填する制度の創設だけでは、焦点を当てたのは本請願では不十分であり、総合的な支援が今後、必要と考えております。よって、本請願には反対の立場といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、賛成討論はありませんか。

安部議員。

○3番（安部都議員）

難病医療費助成制度の改善を求める請願書に賛成の立場で討論をいたします。2014年に難病の患者に対する医療等に関する法律が成立し、翌年新たな難病医療費助成制度が施行されました。その後、難病対象疾病が段階的に56疾病から平成27年1月には110疾病に拡大され、平成27年7月には306疾病、そして29年4月より330疾病の難病が拡大されました。患者負担割合は3割から2割に引き下げられたものの、平成27年1月からの新規申請者は低所得者で2,500円が5,000円に増額、一般所得1で5,000円が1万円に増額、一般所得2で1万円が2万円に、上位所得で2

万円が3万円に引き上げられ、入院時の食事療養費も2分の1自己負担から全額自己負担に引き上げられるという患者にとって負担増となる理不尽な制度化となってしまいました。既認定者においては、3年間の経過措置期間を経て値上げされる新制度がスタートされましたが、これまで難病者として認定されていた患者が対象から外れ、受給者証を失うこととなります。要するに自己負担限度額を超えない患者は軽症とみなされ、重症度3以上が対象となったのです。難病は早期に発見、早期治療をすることが大事ですが、認定を受けられない患者は医療費の負担や申請手続に必要な診断書料が全額自己負担であるため、結局申請をあきらめてしまう患者がいるということです。本町でも難病患者数は平成28年度が372人に対し、29年度が335人と37人も減少をしております。このような医療費増大における影響の要因があると思われます。認定されない患者はとても不安で、この先どうなるか心配という声も聞かれています。また、難病患者の1か月の医療費総額は1人当たり平均13.3万円掛かると言われています。最初は軽症である患者も次第に症状が進行し、職業も定職に就けないなど、経済的に困窮している方も多くいらっしゃいます。いつ重度になるのか分からない患者のためには、早期治療し、早期受診し、早期治療を継続するために臨床調査個人票、診断書の料金を補填する制度を創設し、新規認定及び更新認定時に国の公費助成を早急にしていただくことを願い、この請願に賛成の討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論はありますか。

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

私は当請願に反対の立場で討論に参加をいたします。難病ってというのは私たちもこれは大変なことです。支援をしなくちゃいけないということは心から思っているところでございます。まずもって、そのことは申し上げておきたいと思っております。難病患者の方々に対する支援につきましては、その制度が始まったのは昭和47年、その対象は4疾病だけでしたが、対象になっていない難病患者の方々の不公平だという声が以前からあり、国は26年に56疾病、27年には110疾病、28年度には306、29年度には330までと指定難病が拡大しております。対象外だった患者の方々にとっては、支援を受けられるようになった制度改正となっております。医療費助成に係る自己負担限度額では所得階層別に負担が区別され、生活保護を受けていらっしゃる方は無料、それ以外の場合は医療費の自己負担割合が現行の3割から2割に引き下げられ、それ以外の階層では2,500円から3,000円と所得に応じて限度額が決められています。当初厚労省では、限度額を月3,000円から4万4,000円とする案を公表していたそうですが、患者の方々やその家族からの反対により、更に負担を軽くした現行案になったと国においても一定の配慮があったということでもあります。長崎県においても難病支援のため医療費助成はもちろんのこと、特定疾病の患者の方々の訪問介護の実施や在宅医

療の実態把握、訪問介護の方法などの研究を実施しています。国、県におかれましては限られた財源の中、できる限りの助成は実施されていると思われま。しかしながら今後、運用する中で問題点が見えてくれば見直すことが必要であり、幅広い支援を実現するにはどうすれば良いか、引き続き考えていく必要があります。一方、長与町では福祉医療制度の中で、難病の方々の入院に関しての助成を行っています。この助成は長崎県内では長与町だけでありまして、難病対策は県の事業でありながら長与町の福祉に関する姿勢は特筆すべきものであると考えています。なぜ、このような大きな問題が長与町だけに提出され、長崎県内の行政には全く請願が出ておりません。長与町がやりやすいからといった安易な気持ちで出していただくのは大変困ったことでもあります。先程同僚議員が申し上げましたように、総合的な支援が必要であり、今回の請願には臨床調査個人票の料金を補填する制度の創設だけに限って焦点が当てられております。従いまして総合的な支援を今後、やれるように国に要望したいと思っておりますが、今回の請願につきましては以上の結果、反対の討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、賛成討論はありませんか。

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

ただいま議案となっております請願1号に賛成の立場で討論いたします。本請願は、難病医療で苦悩してる方々の切実な声だと思っております。請願審査に当たって、私は議員必携で述べられている審査に当たっての3点を触れられている、この3点について考えました。その3点は、請願の願意の妥当性、実行の可能性、議会の権限であるか、この3点であります。願意の妥当性はまさに、難病医療助成制度はまだまだ矛盾が多く、国会においても各党派の超党派でこの問題に更に取り組んでいることから、十分願意の妥当性が考えられます。次に、実行の可能性ですが、先程同僚議員からの討論もありましたが、まだまだ矛盾は多くあります。その矛盾を解決するには、町議会の意見書だけでは困難なところがあるのかもしれない。そうした矛盾をありつつも、今回は個人の診断書料だけに請願を求めたことは、十分実現の可能性があると考えられます。議会の権限は意見書を提出することは、議会の権限であることは言うまでもありません。以上、3点の理由から私はこの請願について賛成の立場で討論いたします。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第30、請願第1号難病医療費助成制度の改善を求める請願書を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本請願に対する委員長の報告は採択です。

本請願を採択することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。

したがって本請願を採択することに決定いたしました。

場内の時計で14時30分まで休憩いたします。

(休憩13時48分～14時30分)

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。ただいまお手元に配付のとおり、議員提出の発議第2号難病医療費助成制度の改善を求める意見書の議案が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、発議第2号を日程に追加し議題とすることに決定いたしました。

次に追加日程第1、発議第2号難病医療費助成制度の改善を求める意見書を議題いたします。本案について提案理由の説明を求めます。

堤議員。

○13番（堤理志議員）

発議2号難病医療費助成制度の改善を求める意見書につきまして、提案理由の説明をいたします。難病の患者に対する医療費に関する法律が成立し制度改正がなされました。意見書にも記載してありますとおり、対象の症例数を拡大するなど改善された点がある一方、認定のハードルや経済的負担が改正前よりも上がる方が出てくるなど、難病者やその家族にとって必ずしも歓迎されているとは言えない内容となっております。難病、いわゆる特定疾患の福祉医療費助成が他の助成制度と相違する点の1つに、更新が毎年必要でその都度診断書の提出が必要なことです。症例の変化を掴み治療研究のデータとする意味合いもあるということでもありますけれども、入院や治療に係る負担に加え、毎年の更新は経済的に決して軽くないと言えます。経済的負担から申請や更新をあきらめ、それが症状の悪化を招いてしまうということがあってはなりません。こうした中、難病患者でつくる団体は難病医療費制度の改善を求めています。日本難病疾病団体協議会が昨年5月16日衆議院、同月29日には参議院で制度の改善を求める活動を行っております。いずれの要請行動においても自由民主党、公明党、民進党、共産党、社民党などから多数の議員が応対し、また数十名規模の超党派の国会議員が紹介議員となり、平成29年6月16日に衆議院、参議院いずれにおいても請願が採択され、内閣に送付がなされております。今回、本町議会から国の行政機関へ送付させていただきたい意見書の

内容は、難病医療費助成手続に必要な臨床調査票の料金を国において助成を行うよう要請するものであります。難病者及びその家族の経済的負担を一部でも緩和する効果並びに診断の継続を促し重症化を抑制することが期待できると考えます。本年1月から自己負担限度額が引き上がるようになり、まだ日が浅いことと、更に難病者数そのものが少ないためにこうした制度の中身や精神的、経済的負担の実情が国民の中にさほど知られておりません。難病者の要請行動と国会の請願が昨年行われたことに加え、本町議会、地方議会からも難病者の置かれた状況とその改善を国へ上げていくことにつきまして、議員各位の御賛同をお願いし提案理由の説明といたします。

○議長（内村博法議員）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。堤議員、自席にお戻りください。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第2号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

私は反対の立場で討論に参加をいたします。先程申し上げましたように、今回の請願につきましては、臨床調査個人票の料金を補填する制度の創設だけに絞ってあるわけでありまして、総合的な支援が私は必要と考えます。したがって、反対の討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に賛成討論ありませんか。

安部議員。

○3番（安部都議員）

請願書の賛成でも討論をいたしました。患者が非常に本制度によって負担が虐げられることとなりました。患者が毎年申請を行わなければならない、非常に負担が重いところ、認定を躊躇する患者が多く見られます。よって、意見書が採択されることによつて、患者が少しでも早期治療、早期発見が行われ、そして皆が、全ての難病者の人

達が、公平に公正に治療が行えることを望み、本意見書に賛成といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論ありませんか。

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

本発議第2号についても、請願の時にもやりましたけども、総合的な今後、そういうのが必要でないかということで反対しておりますけども、今回についてもこれだけの提出については反対し、私の反対意見といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、賛成討論ありませんか。

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから追加日程第1、発議第2号難病医療費助成制度の改善を求める意見書を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本意見書の提出先については議長に一任をお願いします。

次に日程第36、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

次に日程第37、委員会の閉会中の継続調査申し出を議題といたします。

総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長、議会広報広聴常任委員長、議会運営委員長から目下委員会において調査中の事件について会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で今期定例会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により、今期定例会において議決された案件につきまして、字句、数字、その他軽微な整理を要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することを決定いたしました。閉会に当たり町長から発言の申し出がありますので許可いたします。

○町長（吉田慎一君）

皆様、お疲れ様でございました。平成30年第1回の長与町議会定例会の閉会に当たり、一言お礼の挨拶をさせていただきます。去る3月6日に開会をしていただきました本定例会も本日を持ちまして閉会となるわけですが、18日間に及ぶ会期中11名の議員各位から一般質問を承り、町政の発展のために御指導、御指摘を賜りました。併せて、今回は各会計の平成30年度当初予算をはじめ提案いたしました各議案につきましても、議員各位におかれましては長期間にわたり慎重に御審議を賜り決定をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。これら決定をいただきました議案につきましては、施政方針でも申し上げましたとおり、この予算を的確に執行しながら十分な効果が得られますよう最大限の努力をいたすところでございます。ここで1点お願いを申し上げておきたいと思ひます。専決処分についてのお願ひでございます。平成30年度地方税制改正による関係法令の改正に伴ひ、税条例等の改正の必要が生じます。この税条例の一部を改正する条例等につきまして専決処分をさせていただきたく一部内容を申し上げまして御理解を賜りたいと、そのように考えております。現在予定されております平成30年度地方税法等の一部改正案は国会において現在審議中でございます。成立と同時に公布、施行される予定でございます。つきましては、現時点で町税条例等の一部を改正する条例は町議会に御提案できる状況ではございませんので、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分をさせていただき、次の議会におきまして御報告を申し上げ、承認を賜りたいとこのように考えております。現時点におきまして予定されております改正の内容を若干申し上げます。個人住民税につきましては働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しする観点から個人所得課税の見直しに伴う改正を予定、たばこ税につきましては税率の見直しが行われる予定になっております。又、国

民健康保険税につきましては基礎課税額、これ医療分です。の限度額の引き上げ及び低所得世帯に対する支援として実施をしております保険税軽減措置の拡大が予定をされております。今後も国会の動向を注視をしまして、改正内容が明らかになり次第、専決処分をさせていただきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく賜りたいと思っております。今年の冬は寒さも大変厳しく、ようやく春めいてきたようにも感じられる今日この頃でございます。議員の皆さん方におかれましては、体調を崩されませぬようにくれぐれも御自愛いただき、ますますの御活躍を御祈念申し上げ、定例会のお礼を込めて挨拶に代えさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（内村博法議員）

これにて会議を閉じます。

これで平成30年第1回長与町議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

（閉会 14時43分）